

III 研究ノート III

慰安婦問題と韓国滅亡への道

澤 喜司郎

Iはじめに

2013年2月に韓国大統領に就任した朴槿恵は、反日の旗手として「告げ口外交」と揶揄されるジャパン・ディスカウント（日本貶め）を執拗に繰り返しています。朴槿恵が特に力を入れているのが慰安婦問題で、それは1993年8月に元官房長官の河野洋平が発表した談話で慰安婦の強制連行を認めため、慰安婦問題が国際社会では人権問題や人道問題として取り扱われるようになったからです。たとえば、1996年2月のクマラスワミ報告書は、河野談話をもとに慰安婦問題を「戦時、軍によって、または軍のために、性的サービスを与えることを強制された女性の事件を軍事的性奴隷制の慣行」と定義していました。¹⁾

朴槿恵は、中国の習近平にすり寄って慰安婦問題で共闘し、オバマ米大統領に操られる形で米中韓によるジャパン・ディスカウントを展開し始めまし

1) クマラスワミ報告書とは、1993年に国連総会で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」の定義に従って、女性に対する暴力を「家庭における女性に対する暴力」「社会における女性に対する暴力」「国家による女性に対する暴力」という3つに分類し、1995年から2002年にかけて「女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者」が国連人権委員会に提出した数十本の報告書を言い、日本では1996年の「日本軍性奴隷制に関する報告書」が問題とされています。

なお、2014年7月15日にスイス・ジュネーブの国連欧州本部で始まった自由権規約委員会、日本政府代表団として委員会からの質問に回答した外務省の山中修・人権人道課長が2008年の前回審査で委員会から出た質問に言及し、「質問には『性奴隷慣行』との不適切な表現がある点を指摘する」と述べました。この発言は、事前に公表された回答には明記されておらず、日本政府が公の場で「性奴隷」の表現を否定したのは極めて珍しいと言われています（「産経新聞」2014年7月16日）。

た。その韓国で2014年6月25日に、朝鮮戦争休戦後に在韓米軍基地近くの売春街（基地村）で「米軍慰安婦」として韓国政府の厳しい管理下で米兵らを相手に売春をさせられていた韓国人女性ら122人が、人権を侵害されたなどとして1人当たり1,000万ウォンの国家賠償を求める集団訴訟をソウル中央地裁に起こしました。しかし、朴槿恵はオバマと画策して米軍慰安婦問題の隠蔽に走り、それは米軍慰安婦が国際問題としてクローズアップされれば、両国とも「性奴隷国家」として糾弾されることになるからです²⁾。そのため、朴槿恵は一層執拗に日本の慰安婦問題を吹聴しています。

本稿では、朴槿恵の慰安婦外交とその最悪の結末としての韓国の滅亡について若干の検討を試みることにします。

1 慰安婦と憲法裁判所

日韓国交正常化にあたって、1965年に締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（日韓請求権並びに経済協力協定）第2条第1項は、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された『日本国との平和条約』第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」としています³⁾。韓国

2) 米軍慰安婦問題をほとんどの日本の大手紙は大きく取り上げず、あたかも米国に迷惑が掛からないようにし、また日本政府も米軍慰安婦問題を外交カードして使う意志がないようです。米国が米軍慰安婦を認めず、謝罪しないことに多くの日本人は不信感を抱き、それが嫌米感情や脱米論を増幅させています。

3) 「日本国との平和条約」第4条（a）は「この条の（b）の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第2条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む）で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民（法人を含む）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第2条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならない。（国民という語は、この条約で用いるときはいつでも法人を含む）」としています。

では同協定をうけて「請求権資金の運用及び管理に関する法律」(1966年2月19日法律第1741号, 1982年12月31日法律第3613号で廃止)や、「対日民間請求権申告に関する法律」(1971年1月19日法律第2287号, 1982年12月31日法律第3614号で廃止)、「対日民間請求権補償に関する法律」(1974年12月21日法律第2685号, 1982年12月31日法律第3614号で廃止)が制定され、徴用(強制連行)による死亡者らに補償金が支給されました⁴⁾。しかし、元慰安婦が補償の対象外とされたのは、慰安婦が単なる売春婦に過ぎなかったからです。⁵⁾

しかし、盧武鉉元大統領政権下で設けられた韓日会談文書公開官民共同委員会(李海瓚首相主宰)は2005年8月26日に、請求権の範囲について「対日請求権交渉は、両国の財政的、民事的債権債務関係を解決するためのものであり、軍慰安婦など日本の国家権力が関与した反人道的不法行為の問題は、解決されたと見ることはできない」と、元慰安婦らが個人で日本に賠償する権利(個人請求権)は失われていないという判断を一方的に示しました。そのため、韓国政府は「日本政府に対して法的責任の自認を求めるなど、持続的に責任追及を行う一方、国連人権委員会などを通じて同問題を提起してい

4) 「請求権資金の運用及び管理に関する法律」第1条は「この法は大韓民国と日本との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定(以下"協定"という)によって受入される資金の使用において国民経済の自主的で均衡ある発展に寄与できるよう効率的に運用・管理又は導入するために必要な事項を規定することを目的とする」とし、「対日民間請求権申告に関する法律」第1条は「この法は請求権資金の運用及び管理に関する法律第5条1項に規定された対日民間請求権の正確な証拠と資料の収集のために必要な事項を規定することを目的とする」とし、「対日民間請求権補償に関する法律」第1条は「この法は請求権資金の運用及び管理に関する法律第5条第2項の規定により大韓民国国民が有している日本国に対する民間請求権(以下『請求権』という)の補償に関し必要な事項を規定することを目的とする」としています。

5) 元韓国人慰安婦による訴訟では、アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟(提訴人・金学順ら「慰安婦」被害者9名と元軍人・軍属)は1991年12月6日に東京地裁に提訴、2001年3月26日に東京地裁で請求棄却、2003年7月22日に東京高裁で請求棄却、2004年11月29日に最高裁で上告棄却され、釜山「従軍慰安婦」・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟(提訴人・河順女ら3名の「慰安婦」被害者と女子勤労挺身隊7名)は1992年12月25日に山口地裁下関支部へ提訴、1998年4月27日に山口地裁下関支部で一部勝訴、2001年3月29日に広島高裁で全面敗訴、2003年3月25日に最高裁で上告棄却・不受理決定されました。

く」方針と言われていました。⁶⁾

同委員会の判断をうけて、元慰安婦らは2006年に韓国政府が紛争解決の努力をしなかったために「基本権が侵害された」として、憲法裁判所に審判請求をしました。憲法裁判所は、2011年8月30日に「請求人らが日本国に対して有する日本軍慰安婦としての賠償請求権が、『大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定』第2条第1項によって消滅したか否かに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を、上の協定第3条が定めた手続きに従って解決しないでいる被請求人の不作為は、違憲であることを確認する」(主文)と、韓国政府が慰安婦の賠償請求権に関し、具体的解決のために努力していないことは、被害者らの基本権を侵害する違憲行為であるとの判断を示しました。⁷⁾

2 韓国の反日と情治国家

2013年2月25日に韓国大統領就任した朴槿恵は、直後の後の2013年3月1日

6) 韓国では慰安婦(日本軍慰安婦)とは、韓日会談文書公開官民共同委員会が「軍慰安婦など日本の国家権力が関与した反人道的不法行為」としていたように、大東亜戦争中に日本軍が強圧などによって本人たちの意思に反して集め(強制連行し)、慰安所と呼ばれた戦地の施設で性的奉仕を強制した女性とされています。戦地に朝鮮人慰安婦がいたことは事実ですが、その実態は韓国の主張とは全く違います。

7) 「日韓請求権並びに経済協力協定」第3条は、「この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする」(第1項)、「第1項の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から30日の期間内に各締約国政府が任命する各1人の仲裁委員と、こうして選定された2人の仲裁委員が当該期間の後の30日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその2人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との3人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であってはならない」(第2項)、「いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが30日の期間内に選定する国の政府が指名する各1人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもって構成されるものとする」(第3項)、「両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする」(第4項)としています。

の「三・一独立運動」記念式典での演説で、「加害者と被害者という歴史的な立場は千年の歴史が流れても変わらない」と日本を非難し⁸⁾、この非難は韓国のは朱子学的な独善の世界観によるものです。朱子学には、「理」と「気」という対となる概念があり、「理」は善、不動のもの、太極の基本理念で一番根本的なものとされ、その下位に「気」があるとされています。歴史的に朝鮮では、国家統治にとっての「理」つまり「善」だけが追求されたため、「善」から外れたものはすべて悪と考えられるようになりました。現代の韓国では、「理」とは聖人君主の大統領であり、そのため韓国及び韓国の大統領は善、日本及び日本の首相は悪になり、当然米国及び米国大統領も悪になります。つまり、韓国の人々には自分たちが絶対に正しいという独善的な思考があります。⁹⁾

韓国では、親日的な発言をすれば社会から抹殺され¹⁰⁾、盧武鉉政権は2005年に「親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法」(2005年12月29日法律第7769号)を制定し¹¹⁾、親日派と認定した人物およびその子孫が所有す

8) 三・一独立運動(三・一運動)とは、1919年3月1日に日本統治時代の朝鮮半島でキリスト教、仏教、天道教の指導者たち33名が仁寺洞の泰和館で独立宣言を朗読し万歳三唱をしたことに端を発する一連の事件あるいは暴動、反日デモとされています。なお、独立宣言が「吾らはここに、我が朝鮮が独立国であり朝鮮人が自由民である事を宣言する。これを以て世界万邦に告げ人類平等の大義を克明にし、これを以て子孫万代に告げ民族自存の正当な権利を永久に所有せしむるとする」としていたため、韓国では臨時政府ができたと考えられていますが、その事実はなく、独立戦争も起きていません。

9) 呉善花・石平「あんな『母国』で恥ずかしい」『歴史通』(ワック出版、2014年5月号)。

10) 2013年5月に、95歳の韓国人男性が日本統治時代を肯定する発言をしたところ、居合わせた男の怒りを買って、殴られて死亡するという事件が起きました。韓国紙「世界日報」は被告を「酒の勢いで愛国心の度が過ぎた」と同情的に報じ、ネット上では「老人は殺されて当然」と被告を擁護する投稿が上位に入っていました。

また、2013年8月に日本の朝鮮統治時代の経済発展や規律改善などの面を一部評価し、左派が親日政治家として批判する歴代大統領の業績を肯定的に記述した教科書が初めて検定を通ったため、左派の政治家や市民団体が検定の撤回を求めました。同教科書の執筆者たちは、「決して親日なわけではない。客観的に韓国の発展史を見直そうという立場だ」としていましたが、ネット掲示板には著者を「親日派」と批判する書き込みが多く、同教科書の出版社の出版物の不買運動に発展しました。

11) 同法第1条は「日本帝国主義の植民統治に協力して我が民族を弾圧した反民族行為者とその当時親日反民族行為により蓄財した財産を国家に帰属させて善意の第三者を保護し、取引の安全を図ることににより正義を具現して民族の旗旗を正しく立て、日本帝国主義に抵抗した三・一運動の憲法理念を具現することを目的とする」と規定しています。

る財産を没収し、社会的な抹殺に乗り出しました。

なお、大韓民国憲法（1987年12月29日・第9次改憲版）第13条は「すべての国民は、行為時の法律により犯罪を構成しない行為により訴追されず、同一犯罪に対して重ねて処罰されない」「すべての国民は、遡及立法により参政権の制限を受け、又は財産権を剥奪されない」「すべての国民は、自己の行為ではない親族の行為により、不利益な処遇を受けない」と、罪刑法定主義と事後法による処罰を禁止しています。そのため、「親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法」は大韓民国憲法に違反しますが、2013年8月4日に韓国憲法裁判所は「爵位を受ける行為自体が植民地支配への協力であり、日本から爵位を受けた人物に与えられた財産を没収対象にすることは合憲だ」との判断を下しました。また、制憲憲法（1948年7月17日施行）第101条は「この憲法を制定した国会は、檀紀4278年（1945年）8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と、事後法による処罰を容認していました。

また、韓国には憲法の上に国民情緒法があると言われ、それは韓国の罪刑法定主義を否定する法論理で、国民情緒に合うという条件さえ満たせば、司法は実定法に拘束されない判決を出せるという概念とされています。それは、法と呼ばれていますが、法律の類ではなく、不文律で、法律や条例、条約、憲法さえも超越するとされています。これは、近代法的前提を覆すもので、時効や法の不遡及も時に無視され、国民情緒という揺らぎやすい世論に迎合していかなる裁定も下すことができると言われています。松木國俊『こうして捏造された韓国「千年の恨み」』（ワック出版、2014年）は、韓国は「法」より「情」の「情治国家」としています。

3 大韓民国憲法と反日の輸出

2013年10月7日にインドネシアで開催されたアジア太平洋経済協力会議後の夕食会で、安倍晋三首相は隣席の朴槿恵に「韓国料理が好きで、よく食べ

ています」と話しかけ、朴槿恵が「どんな料理が好きですか」と尋ねると、安倍晋三は「焼き肉」と答え、たわいない会話が行われました。しかし、韓国外務省は両首脳の間を公表しないように日本政府に要求し、それは韓国では安倍晋三は「極右」（東亜日報）とレッテルを貼られ、朴槿恵がその安倍晋三と親しげに会話したことが公表されれば、朴槿恵が韓国国内で批判される可能性があったからです。そのため、日本政府は韓国の事情に配慮して、「社交の話をした」とだけ記者団に発表しました。

韓国政府は、反日という国内世論に極めて敏感で、世論の反発を招くと激しいデモや抗議にさらされ、国会では野党から厳しく追及されることになります。そのため、韓国政府は国民の反日感情を考慮して日本を「格下扱い」し、また韓国の歴代政権は日本批判を政権浮上の手段として使い、特に政権末期に支持率が低下すると国民受けする「日本叩き」に走る傾向があると言われています（「読売新聞」2013年11月24日）。

韓国では、大韓民国憲法前文が「悠久の歴史と伝統に輝く我が大韓国民は、三・一運動により建立された大韓民国臨時政府の法統及び、不義に抗拒した四・一九民主理念を継承し」と謳っているように、反日が国是とされ、3月1日は祝日とされています¹²⁾。韓国では、一般に併合（韓国では植民地支配）を体験した層は親日的で、日本を知らない若い層が激的な反日思想を抱いているとされ、それは韓国では国是としての反日教育が徹底して行われているからです。

また、大韓民国憲法に見られる反日の背景には、韓国人特有の感情とされる「恨」があると言われています。「恨」とは、「韓国民衆の被抑圧の歴史が培った苦難・孤立・絶望の集積的感情」や、「伝統規範からみて責任を他者に押し付けられない状況のもとで、階層型秩序で下位に置かれた不満の累積とその解消願望」などと説明され、韓国の人々にとっての「恨」は単なる恨

12) 制憲憲法（1948年7月12日制定）の前文は、「悠久の歴史と伝統に輝く我が大韓国民は、己未三一運動で大韓民国を建立し、世界に宣布した偉大な独立精神を継承し」とあり、初めて制定された憲法から反日が国是とされていました。

み辛みではなく、憧れや悲哀、妄念などさまざまな複雑な感情を表している
とされています。朴槿恵は、訪問した米国や欧州で安倍晋三や日本政府の批
判を繰り返すという、外交儀礼に反する「告げ口外交」を行っていますが、
そのような行動に朴槿恵を駆り立てているのが「恨」と指摘されています
（「読売新聞」2013年11月29日）。

他方、反日教育を受け、「恨」の感情を持つ韓国人は海外でも反日活動を
活発化させています。たとえば、大東亜戦争終戦直後に朝鮮半島から日本に
引き揚げ、米兵と結婚して米国に移住したヨーコ・カワシマ・ワトキンズ著
『竹林はるか遠く－日本人少女ヨーコの戦争体験記』（1986年刊）が、1998年
に米国の教師用ガイドブックで推薦図書とされ、学校の読書教材にも使われ
ていました。しかし、本書に朝鮮人が暴行や略奪を行った記述があるため、
在米二世韓国人らが「日本人を被害者にし、長年の日帝侵略が朝鮮人民に対
して被害、犠牲、苦痛を与えた歴史を正確に書いていない」などと主張して
排斥運動を展開し、一部の地域では推薦図書リストから外されてしまいま
した。¹³⁾

13) 在外韓国人によるジャパン・ディスカウントは、米国での慰安婦の碑や慰安婦像の設
置に典型的に見られ、それはニューヨークに本部のある中国系の反日団体・世界抗日
戦争史実維護連合会とニューヨーク韓人会や韓米公共問題委員会、韓国系米国人権利
向上協会などが連携し、日系米国人の米下院議員マイク・ホンダなどとともに関
員らに強く働き掛けて実現したとされています。なお、慰安婦の碑や慰安婦像の設置
を推進する反日団体は、韓国では韓国挺身隊問題対策協議会、オーストラリアでは全
豪中韓反日本戦争犯罪連盟、日本では「戦争と女性への暴力」日本ネットワークとさ
れ、日本では2008年に沖縄県の宮古島に慰安婦の碑が設置されました。米国などで設
置された慰安婦像の碑文には、「日本軍が20万人以上の慰安婦を強制連行して集めた」
「慰安所では慰安婦は性奴隷扱いだ」と刻まれ、そのため慰安婦像の撤去運動や撤
去訴訟が起こるなど日韓のみならず、米国、オーストラリアを巻き込んだ国際問題に
なっているとされています。

他方、「ベトナム戦争に従軍した韓国人に対し、アメリカは同盟国への優遇策して
移民枠を開放、数十万人の韓国人がアメリカに渡り、永住することになった。彼らが
まとまって住む地域では反日活動が盛んになり、日本軍の被害者と称する『慰安婦像』
や『慰安婦の碑』が続々と建てられることとなる。アメリカに移住した韓国人は、い
わば『祖国を棄てた人たち』である。そのやましさを慰撫し、民族意識を取り戻す策
が、反日であり、何の関係もない遠く離れたアメリカの田舎町に『慰安婦像』を建て
る運動につながっている」（宇田川敬介『韓国人知日派の言い分』前掲）と言われてい
ます。

4 慰安婦の真相解明を拒む韓国

2014年2月20日の衆院予算委員会で、官房副長官として「慰安婦関係調査結果発表に関する河野洋平官房長官談話」（平成5年8月4日）の作成に携わった石原信雄は、①米国の図書館まで調査に行ったが、官憲の直接の関与を示す資料は見つからなかった、②韓国政府が用意した元慰安婦16人の証言に基づいて談話を作成した、③証言の裏付け調査を韓国に要求できるような雰囲気ではなかったので裏付け調査は行わなかった、④談話の文言は韓国政府と意見の摺り合わせを行ったと推定されると証言しました¹⁴⁾。河野談話の作成過程で日本政府が談話の原案を韓国政府に示し、指摘に沿って修正した「合作」だったことが産経新聞（2014年1月1日）によって報じられていたことも

また2011年12月にソウルの日本大使館の前に慰安婦の像が建てられましたが、外交関係に関するウィーン条約第22条第2項が「接受国は、侵入又は損壊に対し使節団の公館を保護するため及び公館の安寧の妨害又は公館の威厳の侵害を防止するため適当なすべての措置を執る特別の責務を有する」と規定しているため、慰安婦像の設置はこの条約に違反します。

- 14) 「慰安婦関係調査結果発表に関する河野洋平官房長官談話」(抜粋)は、「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である」としていました。

なお、慰安婦募集の強制性を認めた河野談話を引用し、慰安婦を強制連行された「性奴隷」と認定した1996年2月の「クマラスワミ報告書」が強制連行の証拠は見つからず「もっぱら被害者自身の口頭証言に基づく」と指摘しながらも強制連行を認定したことに対して、日本政府はクマラスワミ報告書を「偏見に基づく」「随所に主観的な誇張がある」などと指摘し、報告書が明確な誤りの多いオーストラリア人ジャーナリストのジョージ・ヒックスや、戦時中に下関で労務調達に従事し「奴隷狩り」で慰安婦を集めたと虚偽証言をした吉田清治らの著作を引用していることから本来依拠すべきでない資料を無批判に採用していると批判した反論文書を国連人権委員会に提出しましたが、すぐに撤回しました（「産経新聞」2014年4月1日）。

あり、菅義偉官房長官は2月28日の衆院予算委員会で「作成段階で韓国側と摺り合わせを行った経緯を調査する検証チームを政府内に設置する」と表明しました。¹⁵⁾

そのため、韓国外務省報道官は2月28日に、「歴代内閣の歴史認識を継承すると口癖のように言っていたが、国際社会の誰も日本の言葉を信じなくなる」との論評を発表し、朴槿恵は3月1日の「三・一独立運動」95周年記念式典で、「55人しか残っていない日本軍慰安婦のおばあさんたちの傷は当然癒やされる必要がある」と、河野談話作成過程の検証に反対しました。なお、2013年の式典では朴槿恵は「加害者と被害者という歴史的な立場は千年の歴史が流れても変わらない」と演説し、「告げ口外」と揶揄されるジャパン・ディスカウント外交を続けるのは、韓国政府が元慰安婦らの賠償請求権に関して日本政府と交渉していないのを違憲とした2011年の韓国憲法裁判所の判決に縛られているからと言われることがあります。韓国では反日こそが正義であり、反日を叫ぶことが国民の支持を得る方法になっているからです。

そして、菅義偉は3月13日の記者会見で、河野談話作成過程の検証作業に関して「河野談話を継続するという内閣の方針には全く変わりはない」と述べ、検証の結果にかかわらず談話を見直す考えがないことを表明し、3月14日に安倍晋三が国会答弁で河野談話の継承を明言しました¹⁶⁾。そのため、韓国大統領府報道官は「安倍首相が村山談話と河野談話を継承する立場を発表したことは幸いだと考える」と、朴槿恵が述べたと発表しました。

朴槿恵の「幸い」発言は、官憲によって強制的に連行され、性奴隷にされた韓国が主張する慰安婦が捏造であることが検証作業で判明しても、日本

15) 読売新聞が2014年2月14～16日に行った全国世論調査によれば、慰安婦問題に関する1993年の河野談話作成当時の日韓両政府間の交渉を検討する政府の方針に対して、評価するが50%、評価しないが30%でした。

16) 産経新聞社とFNN（フジニュースネットワーク）が2014年3月29、30日に実施した合同世論調査で、慰安婦募集の強制性を認めた河野談話作成過程を検証する政府方針について「支持する」が50.7%で、「支持しない」の31.5%を上回り、検証で新事実が見つかった場合には「新しい談話を出すべきだ」が69.8%を占めていました。また、河野談話を継承するとして安倍晋三の姿勢を「評価しない」が45.1%で、「評価する」の36.0%を上回っていました（「産経新聞」2014年3月31日）。

政府が河野談話を継承すると表明したことによる安堵感の表れです。また、朴槿恵は「三・一独立運動」95周年記念式典で「歴史の真実は、生きている方々の証言だ。生きている方の陳述と証人たちの声を聞こうとせず、政治的な利害のためだけにそれを認めなければ孤立を招くだけだ」と演説していたにもかかわらず、生きている方々の証言を検証する作業に反対したのは、韓国の主張が捏造であることが判明することを恐れていたからです。

なお、河野談話の見直しを行わないのであれば、河野談話作成過程の検証作業をする意味がないにもかかわらず、安倍晋三が河野談話を見直す考えがないことを表明したのは、日韓関係の悪化によって北朝鮮や中国への対応に悪影響が出ることを懸念したオバマが3月7日の安倍晋三との電話会談で自ら3か国の首脳会談を提案するなど日韓間の仲介役を買って出たため、安倍晋三が4月下旬のオバマ訪日までに日韓の対立が解消していないとオバマの仲介が失敗したことになると考えたからとされています（「読売新聞」2014年3月22日）。また、検証結果にかかわらず河野談話の見直しをしないようにオバマが安倍晋三に圧力を掛けたのは、慰安婦に関するジャパン・ディスカウントで米国は韓国や中国と共闘関係にあるからです。¹⁷⁾

5 オバマの慰安婦発言

米国では、2007年7月30日に下院で慰安婦問題に関して「対日謝罪要求決議」（米下院121号決議）が可決され、その中で「慰安婦は旧日本軍に強制連行された性奴隷であり、20世紀最大の人権侵害」と日本を批判していました。また、同決議は「日本政府による強制的な軍隊売春制度『慰安婦』は、集団強姦や強制流産、恥辱、身体切断、死亡、自殺を招いた性的暴行など、

17) 韓国では日米韓首脳会談参加の前提条件として「村山・河野談話の継承を安倍首相が明言」「安倍首相の靖国神社参拝の自粛」「慰安婦問題での日本の誠意ある措置」を提示していましたが、韓国政府内でも「米国の仲介努力を無駄にはできない」という意見もありました。そこに、安倍晋三が河野談話を見直さないと表明したため、朴槿恵は渡りに船とばかりに「幸いだ」と発言したとされています。

残虐性と規模において前例のない20世紀最大規模の人身売買の一つであり、日本は公式に認めて謝罪し、歴史的な責任を負い、現世代と未来世代を対象に残酷な犯罪について教育をしなければならない」と、子々孫々まで謝罪し続けろというもので、これは下院議員435名のうち出席議員たったの10名によって「賛成」の一声で可決されたとされています。¹⁸⁾

なお、この対日謝罪要求決議は日系三世の米民主党のマイケル・ホンダ議員が推進し、ホンダの選挙区はカリフォルニア州の中国系住民の多い地区で、産経新聞（2007年3月15日）は、ホンダがニューヨークに本部を置く世界抗日戦争史実維護連合会より多額の政治資金を得ていたと報道していました。¹⁹⁾

他方、占領軍が神奈川県横浜須賀港に上陸した1945年8月30日には米兵による強姦事件が315件、翌31日には286件、9月10日までに1,326件の強姦事件が発生したとされています。そのため、日本では慰安所（占領軍による名称は

18) 慰安婦の実態について、米国軍事情報部心理作戦班（米陸軍インド・ビルマ方面作戦部隊所属）による「日本軍の捕虜尋問報告書第49号」（抜粋）は「この報告書は、ビルマのミートキーナ陥落後の掃討作戦において1944年8月10日頃に捕虜とした20人の韓国人慰安婦（comfort girls）および2人の日本の民間人の尋問から得られた情報に基づくものである。報告書は、日本人がどのように韓国人慰安婦を募集したか、慰安婦達の置かれた生活や労働の条件、日本兵との関係や対応、そして軍事的状況への認識を示している」とし、「慰安婦は、日本軍に付帯した軍人向け売春婦（prostitute）または部隊に随行する職業売春婦（professional camp follower）以上のものではない。彼女らは、欲しい物を買うための十分なお金を持っていたため良い暮らしをしていた。彼女らは兵士から多くの贈り物を貰い、服、靴、タバコ、化粧品は自分で買った。ビルマにいる間、彼女らは将校や兵士とスポーツ大会に参加して楽しんだり、ピクニック、娯楽場、晩餐会に付き添ったりし、町での買い物も許されていた。彼女らは月平均で総額約1,500円の収入を得ていて、750円を雇主に渡した。1943年後半、借金を返済した女性たちは帰国できるという命令を日本軍が出し、何人かの女性が朝鮮への帰国を許された」としている。

19) 世界抗日戦争史実維護連合会について、宇田川敏介は「90年代、ソ連の崩壊と天安門事件で危機感を強めた江沢民の中国共産党政府は、国内の不満を外に向けるため、反日路線を開始する。そして、94年、日本の戦争責任を追及する米国、カナダ、香港の20以上の中国系、韓国系団体が集まって」設立されたとしています（『韓国人知日派のための言い分』前掲）。また、世界抗日戦争史実維護連合会は、1997年にアイリス・チャンの『ザ・レイプ・オブ・南京』の宣伝と販売促進を行い、また2005年にはカナダの教科書にナチスによるユダヤ人ホロコーストに並んで南京大虐殺を記載させたと言われています。

「余暇・娯楽協会」が全国に設置され、それには「日本女性の純潔を守る」ために日本政府によって自主的に設置されたものや、占領軍の命令によって設置されたものもあると言われています。慰安所には高級将校用と一般兵士用があり、慰安所には最大で約70,000人の女性が慰安婦として働いていたとされ、占領軍の女性兵士のための「慰安夫」もいたとされています。しかし、1946年1月21日に「日本における公娼制度廃止に関する連合国最高司令官覚書」が発せられ、同年3月末日に慰安所は閉鎖されました。そのため、慰安所が廃止される前の占領軍による強姦・婦女暴行件数は1日平均40件でしたが、廃止された後の1946年前半には1日平均330件に増大したと言われています。²⁰⁾

占領下という特殊な環境の下での米兵による強姦・婦女暴行や慰安所の設置命令こそ、「人類史上最大の人権侵害」であり、「慰安婦及び慰安夫は米軍に強制された性奴隷」です。

そして、2014年4月25日の韓国ソウルでの米韓首脳会談後の共同記者会見で、オバマは慰安婦問題について「戦時中とはいえショッキングだ」「甚だしい人権侵害だ」と述べ、オバマが慰安婦問題で見解を示したのは初めてのことと言われています。オバマが慰安婦問題に言及したのは、河野談話検証によって真実が明らかになり、また米軍による強姦・婦女暴行や慰安所の設置命令という占領期における人権問題も明らかになれば、米国は面目を失い、そのため国際社会の目を日本に釘付けにするためです。

20) 高山正之『ジョージ・ブッシュが日本を救った』新潮文庫、2012年、SAPIO編集部『日本人が知っておくべき「慰安婦」の真実』小学館、2013年、粟屋憲太郎・中園裕編集・解説『進駐軍の不法行為』（敗戦直後の社会情勢？・第7巻）現代史料出版、1999年などを参照。

また、米兵による欧州戦線でのレイプの被害者数は14,000人（ドイツ人女性11,040人）とされ、米兵によって多数のフランス人女性がレイプされたため、ルーヴルでは市長が郊外に慰安所の設置を米軍指揮官に懇願しましたが、米軍はこれを拒否したと言われています。また、沖縄戦では米軍上陸後に強姦が多発し、推計で被害者数は10,000人と言われています。戦場の性について米国と英国は自由恋愛型、日本とドイツは慰安所型、ロシアはレイプ型と言われていますが、米国は典型的なレイプ型です。

6 河野談話作成過程の検証報告書

日本政府は2004年6月20日に、慰安婦問題に関する1993年の河野洋平官房長官談話の作成過程を検証した報告書「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯～河野談話作成からアジア女性基金まで～」を衆院予算委員会理事会に提出しました。報告書は、官房長官の菅義偉の下に但木敬一・元検事総長を座長とする有識者5人がチームを作り、4月下旬から関係者の聞き取りや資料の検証を進めながらまとめられました。

報告書のポイントとしては、河野談話の作成を韓国が提案し、談話での表現は韓国政府主導の下で両政府が事前調整したことが、事前調整したことを非公表とすること、韓国人元慰安婦からの聞き取りの裏付け調査が行われていなかったこと、日本は「強制性」を裏付ける資料がないと認識していたこと、河野洋平が談話発表の記者会見で「(強制連行の)事実があった」と談話と異なる発言をしていたこと、などがあげられます。つまり、この報告書で韓国が主張する慰安婦の強制連行などが真実ではないことが明らかになりました。

韓国外交部報道官は6月20日に声明を発表し、事前調整については「日本側からの再三の要請に応え、非公式に意見を提示しただけだ」と反論し、それは韓国政府がこれまで事前調整を一切認めていなかったからです。しかし、事前調整の詳細が明らかにされたため、「検証という口実のもと、被害者の傷を再びえぐった行為で、国際社会は決して容認しない」「事実関係をごまかし、河野談話の信頼性を損ねている」と批判していましたが、「河野談話を継承するとの安倍内閣の立場を注視する」としていました。これは、河野談話が見直され、河野談話が事実でなくなると韓国が虚言国家になってしまうため、河野談話を継承してほしいという韓国の願いから出たものです。²¹⁾

21) 韓国各紙は6月21日に一面トップで「河野談話に泥を塗る」(朝鮮日報)、「韓日関係さらに悪化」(中央日報)などと一斉に批判しました。朝鮮日報は「外交の慣例を無視した挑発だ」と批判し、社説では「検証自体、正常な国では考えられないこと」「韓日間で『取引』でもあったかのように事実を歪曲している」などとし、「どこまでが事実か

また、米國務省のサキ報道官は6月20日の記者会見で、検証結果についての直接のコメントを避け、「菅義偉官房長官が安倍晋三政権は談話を維持する立場だと述べたことに注目している」とし、それは韓国と同じように河野談話の見直しが行われ、河野談話が真実でなくなれば、2007年7月に米下院で可決された「対日謝罪要求決議」（米下院121号決議）の中で「慰安婦は旧日本軍に強制連行された性奴隷であり、20世紀最大の人権侵害」と日本を批判した米国は面目を失うからです。同様に、中国外交部は6月20日の記者会見で「日本が責任ある態度で河野談話など国際社会に表明した見解や約束を守り、実際の行動と責任ある態度で歴史が残した問題に適切に処理するように促す」と述べ、河野談話の遵守を求めました。中国も韓国や米国と同じで、河野談話が真実でなくなれば、これまで慰安婦問題で日本を批判してきた中国の面子が丸潰れになるばかりか、世界支配戦略に狂いが生ずることになるからです。²²⁾

分からぬものを勝手に公表する国を信頼できるだろうか」としていました。中央日報は社説で、報告書について「内容の一方的な解釈で、韓日外交の信頼は根幹が揺るがされる」と指摘し、「河野談話の継承を明言しつつも談話を無力化させるのは、手のひらで空を隠すようなものだ」と批判し、東亜日報の社説は「談話を無力化し歴史を覆すのは、国際社会の怒りを募らせる」と批判していました（「mns産経ニュース」2014年6月21日）。また、韓国では河野談話発表当時の外相である韓昇洲が朝鮮日報に対して「（談話作成段階での）交渉や調整はなかった」と述べるなど、関係者の証言を相次いで報道し、談話の権威の維持に躍起となっていると言われています（「産経新聞」2014年6月24日）。

他方、6月22日に対策会議を招集した尹炳世外相は報告書が「強制連行した証拠はなかった」とした点について、「日本政府が当時の外交記録を悪意を持って編集、あるいは除外したことを詳細に明らかにしていく」方針を示し、そのため朴槿惠大統領が先頭に立って行ってきた第三国への「告げ口外交」を再び活発化させる可能性もあり、国際社会を巻き込んだ宣伝戦を仕掛けてくると言われていました（「産経新聞」2014年6月24日）。また、韓国政府は6月23日に慰安婦問題に関する白書を発刊すると明らかにし、それは検証報告書が強制性を裏付ける資料がないと指摘したことに対抗して、強制連行されたとする主張を盛り込み、国際世論に正当性を訴えかける狙いと言われていました（「読売新聞」2014年6月24日）。

- 22) 2007年7月に「対日謝罪要求決議」（米下院121号決議）を主導したマイク・ホンダ米下院議員ら民主、共和両党の下院議員18人は2014年6月30日に河野談話検証報告書について「日本軍による強制性が確認できないと示唆しており、容認できない」と非難する書簡を佐々江賢一郎駐米大使に送ったことを明らかにしました。佐々江賢一郎駐米大使は7月1日に、マイク・ホンダらに「報告書は国会の要請を受けた対応で、民主主義の責任を果たす重要な手続きだ」と反論する文書を返送しました。なお、ホンダらが、

そのため、占領時の人権侵害を隠蔽したい米国、売春婦輸出大国の事実を隠して国際社会の批判を日本に向けるために虚偽の慰安婦問題を国際問題にした韓国、常態化している婦女売買事件を隠蔽して慰安婦問題で日本バッシングを展開する中国の3か国は、慰安婦問題をめぐってとジャパン・デイスカウントのための反日連携を形成しています²³⁾。しかし、その足下をすくったのが米軍慰安婦訴訟です。

7 米軍慰安婦の集団提訴

産経新聞（2014年 6月26日）は、6月25日に朝鮮戦争の休戦後に在韓米軍基地近くの売春街（基地村）で米兵らを相手に売春をしていた韓国人女性ら122人が、「米軍慰安婦」として韓国政府の厳しい管理下に置かれ、人権を侵害されたなどとして1人当たり1,000万ウォン（約100万円）の国家賠償を求める集団訴訟をソウル中央地裁に起こしたと報じました²⁴⁾。原告団は声明で、「政府は米軍慰安婦制度を作り、徹底的に管理した」「売春を不法としながらも『特定地域』を設置し米軍相手に売春をさせ、『愛国教育』という名で精神教育までされた」「国家はわれわれを守ってはくれず、むしろ外貨を稼ぐために利用した」としていました。訴訟を支援する団体によれば、米軍慰安婦による国家賠償訴訟は初めてとされています。²⁵⁾

このような内政干渉的な行動に出たのは、河野談話が真実でなくなれば面目を失うことになるからです。

- 23) 習近平は、2014年7月3日に韓国を国賓として訪問し、大統領府で朴槿恵と首脳会談を行い、会談後に発表された共同声明の付属文書では「双方は研究機関間の慰安婦問題関連資料の共同研究、複写、相互寄贈などに協力していく」とされていました。また、中国は慰安婦の関連資料について、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の世界記憶遺産に登録申請し、韓国も同様の申請を準備中で、韓中の反日共闘は着実に進展しています（「読売新聞」2014年7月3日）。
- 24) 米軍慰安婦は、朝鮮戦争中は「特殊慰安隊」や「第5種補給品」と呼ばれ、朝鮮戦争後には「美軍（米軍の意）慰安婦」や「国連軍相対慰安婦」として米兵や韓国兵、国連軍兵も相手にしたとされています。
- 25) 米軍訴訟の代表弁護を引き受けたキム・ジン弁護士（民主社会のための弁護士会女性委員会）は、「大韓民国政府は韓国戦争以後、基地村を作って事実上管理して、女性の人権を侵害しました。淪落行為防止法と国連人身売買禁止協約（韓国は1962年に発効）

米軍慰安婦たちは「基地村女性」と呼ばれ、1960～80年代に韓国政府が在韓米軍維持などのために売春を奨励し、性病検査も強制していたとされ、1996年まで米軍慰安婦の「性病管理所」が存在していたことが確認されています。当時の韓国政府は、米軍慰安婦を「ドルを稼ぐ愛国者」「真の愛国者」「ドルを稼ぐ妖精」「民間外交官」などとして何度も讃えたとされています。米軍慰安婦の問題は、これまでも韓国国会でもたびたび取り上げられ、2013年11月の国会で野党議員が朴正熙元大統領の決裁署名入りの文書記録をもとに政府を追及し、基地村が62か所あり、米軍慰安婦は9,935人いたとされ、政府は基地村の存在を認めていましたが、旧日本軍の慰安婦ほど注目されていなかったと言われています。²⁶⁾

は紙クズ同然でした。性暴行と殴打、監禁、強制墮胎、性病強制検診および治療、性売買業者主人と警察公務員の癒着不正など、数え上げることも難しい国家犯罪がありました」と、記者会見で説明していたといわれています。

なお、2009年1月8日の米ニューヨークタイムズ（電子版）は、「韓国の元慰安婦のグループが1960年代から80年代にわたって米兵との性的行為を強制されたとして、慰安施設の設置に直接的に関与した米軍と韓国政府に謝罪と賠償を求めて告発した」と報じていました。同紙によると、元慰安婦のグループは朝鮮戦争後、韓国に駐留していた米軍の基地近くにあった慰安施設で米兵を相手にした売春を強要されたと証言し、一帯では米軍の憲兵隊と韓国当局者が施設を見回り、番号札を使って性病に感染したとみられる慰安婦を排除しており、性病が疑われた女性は警察当局が窓に鉄格子がはまったモンキーハウスと呼ばれる施設に収容し、快復するまで治療が施されたと証言しています。また、同紙は韓国の専門家が当時の韓国政府は米軍の撤退を恐れており、それを防ぐために手段を選ばなかったと指摘しているとし、「慰安施設には韓国政府と米軍の積極的な関与があった」とする別の専門家の談話も伝えていました。

- 26) 『週刊ポスト』2014年7月18日号は、「訴訟を支援するグループ内には、韓国政府が訴訟にまともに向き合わない場合、アメリカ政府を相手に補償を求めようとする動きがあります。米韓政府間での責任の押し付け合いに発展しかねない（在韓国ジャーナリスト・藤原修平氏）」「オバマ米大統領は4月に訪韓した際、朴大統領の日本批判に調子を合わせて慰安婦問題について『甚だしい人権侵害』と非難してみせたが、自国が同じことをしていたとなれば赤っ恥だ」「そもそも米軍慰安婦制度が生まれた背景には、朝鮮戦争期間中の米軍兵士による性犯罪の急増があり、そうした犯罪から韓国女性を守るために、基地村が整備された（加瀬氏）ということだから、アメリカ政府に責任が及ぶのは自業自得である（ちなみに敗戦直後の日本でもアメリカをはじめとする連合国軍は慰安所の開設を要求した）」「日本は日韓請求権協定で戦時賠償の責任を果たしているが、米韓は自分たちが運営に携わった『慰安婦』について完全に頬被りしたまま現在に至った。日本叩きでタッグを組んできた朴氏とオバマ氏がこれからどのように責任を取るのか、あるいは仲間割れを始めるのか、見物である」としていました。

おわりに

朴槿恵は、慰安婦問題をめぐる米中韓の反日連携が、韓国にどのような結末をもたらすかを考えていないようですが、韓国の滅亡という悲劇をもたらす可能性が指摘されています。

韓国の大手紙「中央日報」は、「安倍晋三首相は2014年7月15日に『(韓半島有事の際) 米国海兵隊は日本から出て行く』『(しかし日米間の) 事前協議の対象になるため、日本が了解しなければ韓国を救援するために出動できない』と述べた」と報じ、これは「我々(日本)が反対すれば、韓半島有事の際に米軍の活動に制約があるかもしれないという牽制性のメッセージということだ」としていました(「中央日報日本語版」2014年7月17日8時21分配信)。

宇田川敬介『韓国人知日派の言い分』(前掲)は、韓国の滅亡という悲劇について、「日本との関係が悪化したシナリオはもう出ている。それは、オバマ大統領と民主党政権のアメリカは、おそらく韓国を見捨ててしまい、日本を中国の太平洋進出の防波堤にするだろうということだ。2015年に予定されている戦時作戦統制権の韓国への移管をきっかけに起こるアメリカ軍の引き揚げは、韓国軍の弱体化と、北朝鮮に絶好のチャンスを与えることになり、また中国の介入を許すことになる。日本政府はアメリカ軍の日本の基地使用を許諾する権利を持っている。もし北との戦争になって、日本がアメリカ軍による国内基地の使用を認めないと表明すれば、韓国は単独で中国と北朝鮮の連合軍と戦わなければならない、当然敗北する。…韓国の独立が終わることを意味する」という韓国の某大学総長の話を紹介しています。

そして、某大学総長は「日本が米軍による国内基地の使用を認めないと表明することはない」と考えているようですが、李明博前大統領の天皇謝罪発言による日本人の嫌韓感情と、オバマが大統領に就任して以降の日本では「嫌米感情」と「脱米論」が広がりを見落としています。

(脱稿：2014年7月19日)